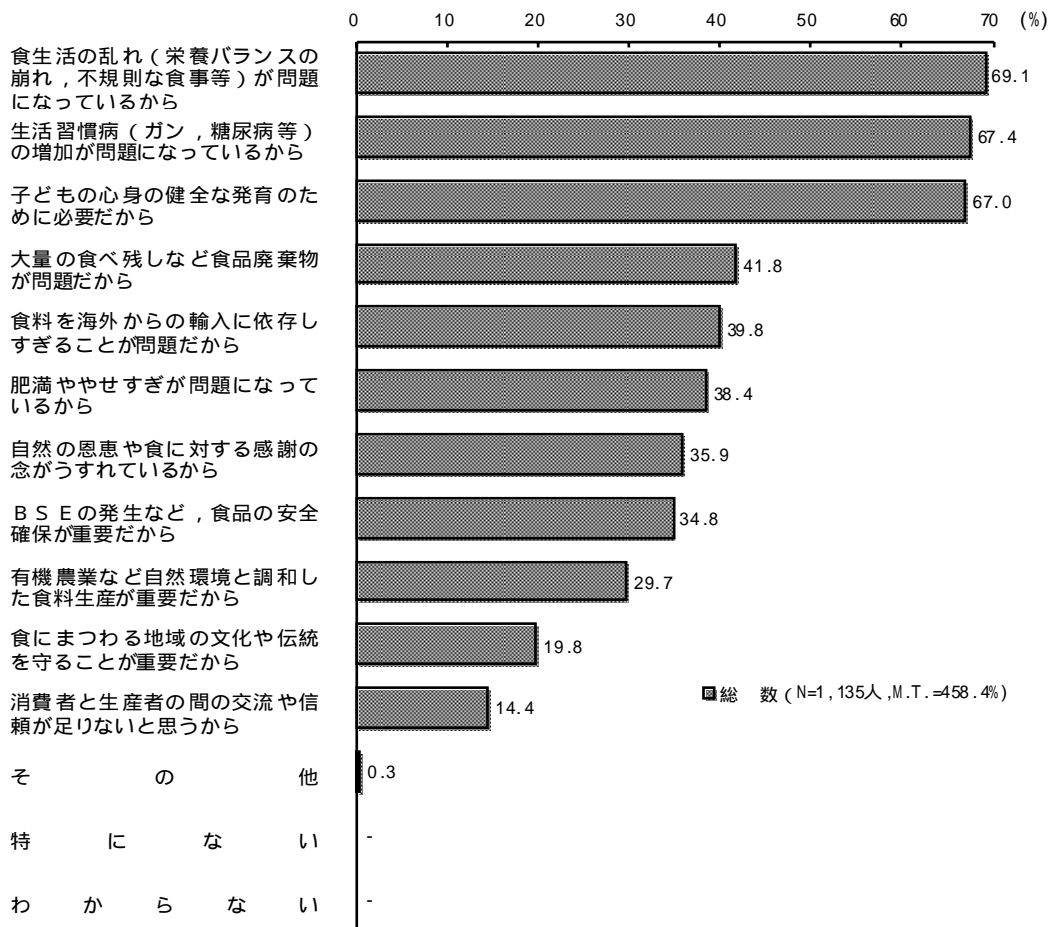


(2)「食育」に関心がある理由(複数回答)

- ・食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事等)が問題になっているから 69.1%
- ・生活習慣病(ガン、糖尿病等)の増加が問題になっているから 67.4%
- ・子どもの心身の健全な発育のために必要だから 67.0%



(2)朝食を欠食する国民の割合の減少

国民の食生活については、様々な問題が生じているが、その代表的なものの一つに朝食の欠食があり、若い世代を中心に年々その割合は増加傾向にある。

このため、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども(小学生)については、平成12年度に4%となっている割合(小学校5年生のうちほとんど食べないと回答した者)について、平成22年度までに0%とすることを旨とする。

また、成人の中でも特に問題が顕在化している20歳代及び30歳代の男性については、平成15年度にそれぞれ30%、23%となっている割合(調査日において、「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した者)について、平成22年度までにいずれも15%以下とすることを旨とする。

41根拠となる統計名等

独立行政法人日本スポーツ振興センター「平成12年度「児童生徒の食生活等実態調査結果」(子ども関連)

42根拠となる統計名等

厚生労働省「国民健康・栄養調査」(大人関連)

### (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に「顔が見える、話ができる」生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段である。このため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合(食材数ベース)について、平成22年度までに30%以上とすることを旨とする。

## 43根拠となる統計名等

文部科学省「学校給食における地場産物の活用状況調査」

### (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要であり、これに当たっては、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして「何を」「どれだけ」食べたらよいかを分かりやすく示した「食事バランスガイド」等を参考にすることが有効である。このため、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「日本人の食事摂取基準」等の食生活上の指針を参考に食生活を送っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

## 44「食生活指針」とは

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

### 食生活指針の内容

#### 食事を楽しみましょう。

- ・心とからだにおいしい食事を、味わって食べましょう。
- ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

#### 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ・飲酒はほどほどにしましょう。

#### 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- ・多様な食品を組み合わせましょう。
- ・調理方法が偏らないようにしましょう。
- ・手作りや外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

#### ごはんなどの穀類をしっかりと。

- ・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

#### 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせよう。

- ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

#### 食塩や脂肪は控えめに。

- ・塩辛い食品を控えめに、食塩は1日10g未満にしましょう。
- ・脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

### 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を。

- ・太ってきたかなと感じたら、体重を量りましょう。
- ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- ・美しさは健康から。無理な減量はやめましょう。
- ・しっかりかんで、ゆっくり食べましょう。

### 食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。

- ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- ・食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
- ・食材に関する知識や料理技術を身につけましょう。
- ・ときには新しい料理を作ってみましょう。

### 調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。

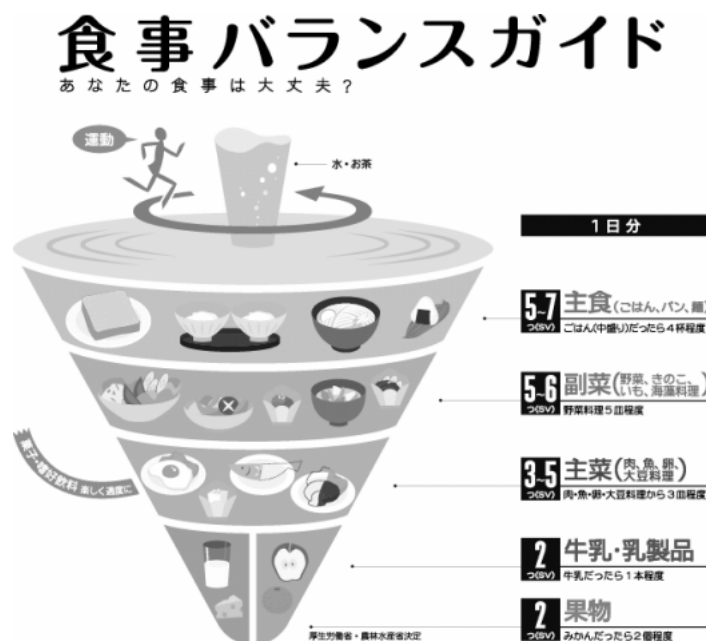
- ・買いすぎ、作りすぎに注意して、食べ残しのない適量を心がけましょう。
- ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
- ・定期的に冷蔵庫の中身や家庭内の食材を点検し、献立を工夫して食べましょう。

### 自分の食生活を見直してみよう。

- ・自分の健康目標をつくり、食生活を点検する習慣を持ちましょう。
- ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- ・学校や家庭で食生活の正しい理解や望ましい習慣を身につけましょう。
- ・子どものころから、食生活を大切にしましょう。

## 45「食事バランスガイド」とは

平成17年6月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定した。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。



## 46「日本人の食事摂取基準」とは

「日本人の食事摂取基準」は、厚生労働省において昭和45年から策定されており、5年ごとに改定されているもの

である。食事摂取基準は、健康な個人または集団を対象として、国民の健康の維持・増進、エネルギー・栄養素欠乏症の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康障害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものである。

#### 47「日本人の食事摂取基準等」の等とは

「3色食品群分類表」、「六つの基礎食品」等が挙げられる。

#### 48根拠となる統計名等

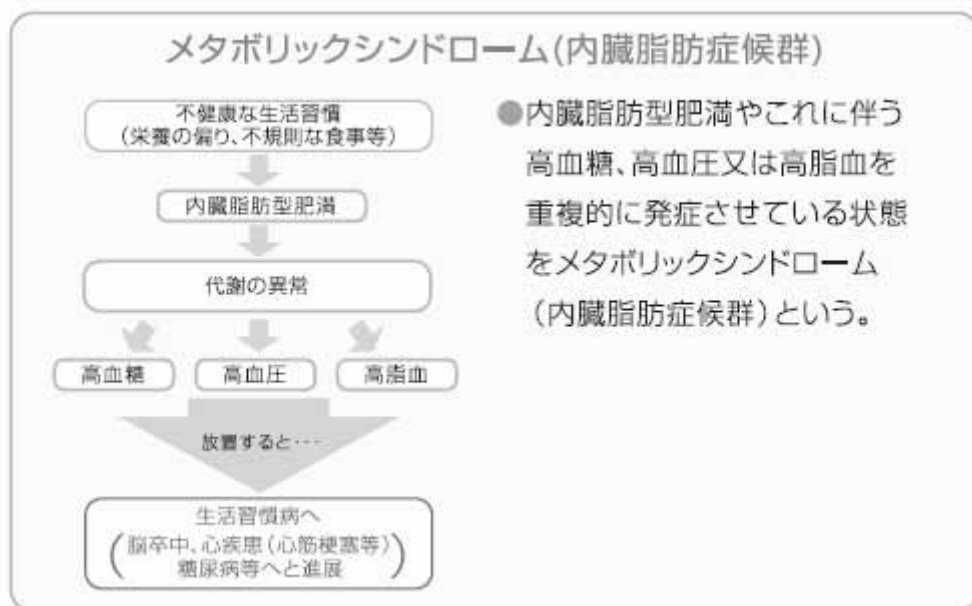
18年度に実施予定。

#### (5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は高脂血を重複的に発症させている傾向がみられる。このような状態は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)として位置づけられており、生活習慣病を予防するためには、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活によりその状態の改善を図ることが必要である。このため、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに80%以上とすることを旨とする。

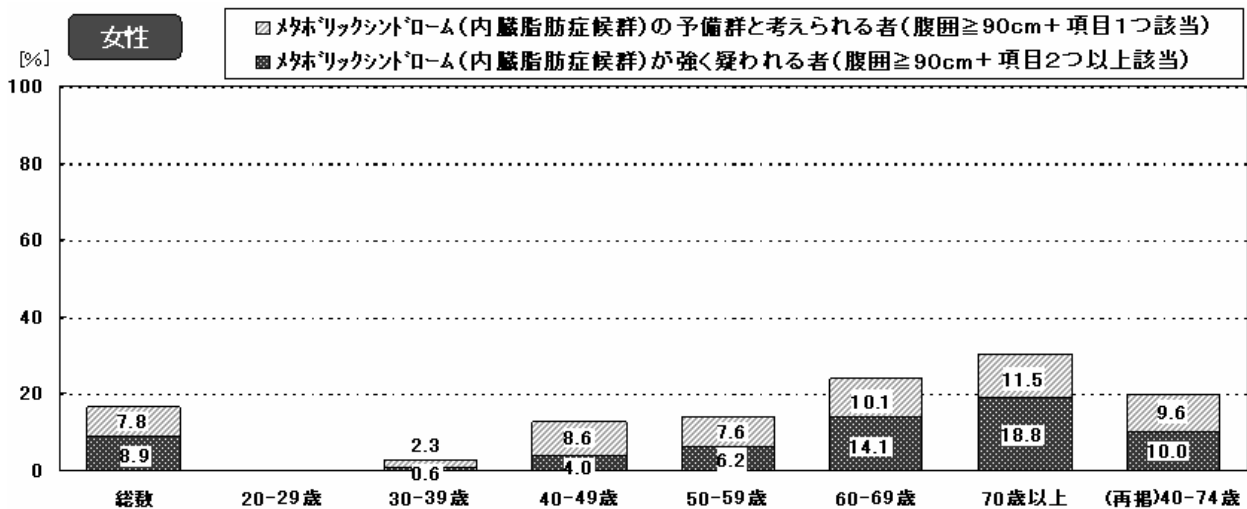
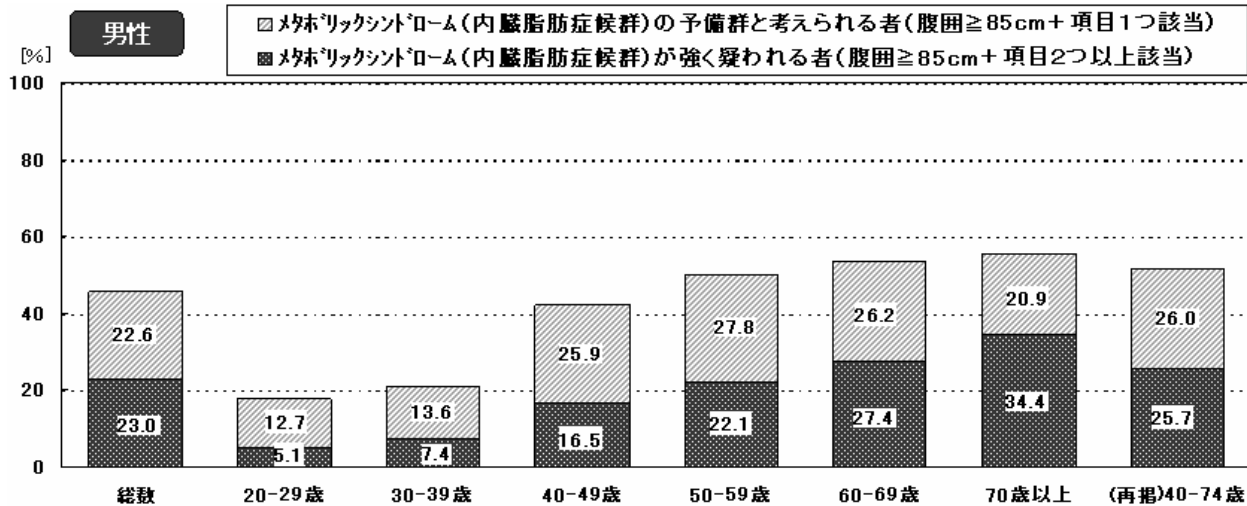
#### 49「メタボリックシンドローム」とは

内臓脂肪型肥満の人は高血糖、高血圧又は高脂血を重複的に発症させている傾向がみられる。内臓脂肪型肥満と高血糖、高血圧又は高脂血をあわせて有している状態がメタボリックシンドロームと言われている。食生活の改善や運動習慣の徹底などの生活習慣の見直しにより内臓脂肪を減らすことが重要である。平成17年4月に日本肥満学会等8学会で決定した診断基準によれば、必須項目となる内臓脂肪蓄積(内臓脂肪面積100平方cm以上)のマーカーとして、ウエスト周囲径が男性で85cm、女性で90cm以上を「要注意」とし、その中で血清脂質異常(トリグリセリド値150mg/dL以上、またはHDLコレステロール値40mg/dL未満) 血圧高値(最高血圧130mmHg以上、または最低血圧85mmHg以上) 高血糖(空腹時血糖値110mg/dL) ---の3項目のうち2つ以上を有する場合をメタボリックシンドロームと診断する、と規定している。



### メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況(20歳以上)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者と予備群と考えられる者を併せた割合は、男女とも40歳以上で特に高い。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者と予備群と考えられる者を併せた割合は、男性では30歳代の約20%から40歳代で40%以上、女性では30歳代の約3%から40歳代で10%以上となり、男女とも40歳以上で特に高かった。40~74歳でみると、男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者又は予備群と考えられる者。40~74歳でみると、強く疑われる者の割合は、男性25.7%、女性10.0%、予備群と考えられる者の割合は、男性26.0%、女性9.6%であり、40~74歳男性の2人に1人、女性の5人に1人が、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者又は予備群と考えられる者であった。



資料:厚生労働省「平成16年国民健康・栄養調査」

### 50根拠となる統計名等

厚生労働省「国民健康・栄養調査」

#### (6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動を行っているボランティアが果たすべき役割が重要である。このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに現状値の20%以上増加することを目指す。

### 51根拠となる統計名等

平成 18 年度中に検討し、把握する予定。

#### (7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。このため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に42%となっている割合(市町村、学校、農林漁業者等様々な主体が取り組んでいる市町村)を踏まえ、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

### 52「教育ファーム」とは

本計画で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとしている。

### 53根拠となる統計名等

農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」

#### (8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられる。このため、食品の安全な取扱い方や食品の選び方等食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

### 54根拠となる統計名等

各種調査により今後把握する予定。

#### (9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地においてその取組が進められることが必要であり、基本法においては、都道府県及び市町村(以下「都道府県等」という。)に対し、基本計画を基本として推進計画を作成することを求めている。このため、推進計画を作成・実施している都道府県等の割合を平成22年度までに都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを旨とする。

### 55根拠となる統計名等

都道府県等に対する調査により把握する予定。

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

#### 1. 家庭における食育の推進

##### (1)現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、健全な生活習慣の形成の一環として、地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。しかしながら、ライフスタイルの変化や食の外部化等食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じている。このため、国民一人一人が家庭や地域において自分や子どもの食生活を大切に、男女共同参画の視点も踏まえつつ健全な食生活を実践できるよう、適切な取組を行うことが必要である。

##### (2)取り組むべき施策

子どもの父母その他の保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、全国的な普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進する。

56「生活リズムの向上」について

今日の子どもの学習意欲や体力の低下は、社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であり、家庭における食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れとの相関関係が指摘されている。

また、食生活については、平成17年7月から食育基本法が施行され、食育の重要性が一段と高まっている。

このようなことから、文部科学省では、平成18年度より、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」として予算(130百万円)を確保するとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、地域全体で家庭教育の教育力を支える社会的機運を醸成するため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を全国展開しているところである。

民間団体で主導する「早寝早起き朝ごはん」運動

この運動を効果的に展開するため、PTAをはじめ、青少年・スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など、幅広い関係団体等で構成されている「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足したところである。

「子どもの望ましい基本的な生活習慣」づくりを、解りやすい「早寝早起き」や「朝食」から地域ぐるみで取り組むことにより、「地域と家庭の教育力」を向上させる。

「子どもの生活リズムを向上」させるため、「朝」(登校前や土曜・日曜の午前)の時間帯に着目し、子どもにとって楽しく充実したものとなるよう、各地域での実践的な活動を進める。

「朝」の時間帯の子どもの活動を支援するための、地域社会の仕掛けを創る。

「朝」が活性化することにより、地域の活力を発露させた「元気なまち」を創る。

経済界、メディア、識者、市民活動団体、PTA、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政など社会全体の取組みに発展させる。【「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の設置】

「子どもの生活リズムの向上」を切り口に、「社会の環境の整備」と「家庭のあり方」について国民全体の議論を促す。

(子どもの肥満予防の推進)

生活習慣病につながるおそれのある肥満を防止するためには、子どもの時期から適切な食生活や運動習慣を身に付ける必要があることにかんがみ、子どもの栄養や運動に関する実態を把握するとともに、栄養と運動の両面からの肥満予防対策を推進する。

57「子どもの肥満予防の推進」

健全な食生活や運動習慣を身につけることを目的に「若年期からの肥満予防対策事業」を平成18年度に都道府県補助事業として実施。

(望ましい食習慣や知識の習得)

家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努める。また、家庭における食育の推進に役立てるため、食育に関する内容を含め家庭でのしつけや子育てのヒント集として作成した家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ保護者に配付し、その活用を図る。

## 58「健康美」とは

健康を確保し、食事を楽しく、おいしく食べる食生活により得られる容姿である。

## 59「家庭教育手帳」とは

一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため配布しているものである。内容等は次のとおり。

### (1) ドキドキ子育て - 妊娠期～就学前の親向け -

内容: 妊娠期～乳幼児期の家庭教育について解説(漫画、イラストなども使用)

家庭教育に役立つ情報や相談窓口、青少年団体などについての説明や案内

体裁: 気軽に持ち歩ける手帳サイズ(A6版)で、4色、100ページ

配布方法: 母子健康手帳の交付時に妊娠期の親に配布

作成部数: 約111万部(平成16年度出生数)

### (2) ワクワク子育て - 小学1～4年生の親向け -

内容: 小学1～4年生の子どもの家庭教育について解説(漫画、イラストなども使用)

家庭教育に役立つ情報や相談窓口、青少年団体などについての説明や案内

体裁: 気軽に持ち歩ける手帳サイズ(A6版)で、4色、108ページ

配布方法: 全国の小学校等を通じて、小学1年生の親に配布

作成部数: 約119万部(平成19年度新小学1年生見込み数)

### (3) イキイキ子育て - 小学5、6年生及び中学生の親向け -

内容: 小学5、6年生及び中学生の子どもの家庭教育について解説(漫画、イラストなども使用)

家庭教育に役立つ情報や相談窓口、青少年団体などについての説明や案内

体裁: 気軽に持ち歩ける手帳サイズ(A6版)で、4色、120ページ

配布方法: 全国の小学校等を通じて、小学5年生の親に配布

作成部数: 約121万部(平成19年度新小学5年生見込み数)

### (妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図る。具体的には、平成18年2月に作成・公表した「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発を進めるとともに、妊産婦の健康課題やその対策について明確にするための調査研究を行う。

また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた食育を推進することを目的として平成16年2月に作成・公表した「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の普及啓発を進めるとともに、母乳育児の推進等を盛り込んだ授乳・離乳の支援ガイドを作成・配布するなどし、親子の心のきずなを深めることにもつながるよう、保健医療機関等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実を図る。

## 60「妊産婦のための食生活指針」とは

近年、若い女性において食事の偏りや低体重(やせ)の者の割合が増加するなど健康上の問題が指摘されており、妊娠期及び授乳期においても、母子の健康の確保のために適切な食習慣の確立を図ることが極めて重要な課題となっている。このため、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針とともに、妊婦個々の体格に応じて適切な体重増加量が確保されるよう、その目安を示したものである。(「妊産婦のための食生活指針」:<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0201-3.html> 参照)



### 61「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の普及啓発を進める」

食を通じた子どもの健全育成の観点からは、食行動の発達だけでなく、身体的・精神的・社会的発達を含め、子どもを総合的にとらえていくことが必要である。このため、「子ども・子育て応援プラン」に掲げられた食育の推進に関する目標の達成に向けて、家庭はもとより、地域において保健センター、保育所、学校、農林漁業者団体、食品関連事業者団体等関係機関の連携による食に関する取組を進める。（「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」：[http://www.i-kosodate.net/mhlw/i\\_report/eat\\_edu/index.html](http://www.i-kosodate.net/mhlw/i_report/eat_edu/index.html) 参照）

### 62「保健医療機関等における乳幼児の発達段階に応じた栄養指導の充実」について

市町村保健センターや医療機関においては、乳幼児を対象とした健康診査等の機会を通じて栄養指導が実施されている。平成18年度には母乳育児の推進や離乳食の進め方の目安等を示した授乳・離乳の支援ガイドの検討・作成を行うなど、発達段階に応じた栄養指導の充実を図っていくものである。

#### （栄養教諭を中核とした取組）

子どもに望ましい食習慣等を身に付けさせるためには学校、家庭、地域社会の連携が重要であり、学校と家庭や地域社会との連携の要である栄養教諭による積極的な取組が望まれる。このため、各地域の栄養教諭を中核として、学校、家庭、さらには地域住民や保育所、PTA、生産者団体、栄養士会等の関係機関・団体が連携・協力し、様々な食育推進のための事業を実施するとともに、家庭に対する効果的な働きかけの方策等の実践的な調査研究や食育に関する情報発信等を行う。

また、栄養バランスのとれた食事や家族そろって楽しく食事をとることの重要性等への理解を深めることができるよう、保護者や教職員等を対象とした食育の普及啓発や栄養教諭による実践指導の紹介等を行うシンポジウムを全国各地で開催する。

### 63 栄養教諭制度について

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっている。このため、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から開始された。公立小中学校等の栄養教諭は県費負担教職員であることから、都道府県教育委員会の判断によって配置されるが、食育推進基本計画を踏まえ、全都道府県での早期の配置が必要である。

#### （青少年及びその保護者に対する食育推進）

食育を通じて青少年の健全育成を図るため、青少年育成に関するイベントや情報提供活動等において食育の普及啓発を推進する。

### 64「青少年育成に関するイベントや情報提供活動等」

内閣府では、毎年11月を「全国青少年健全育成強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び民間団体等の参加・協力を得て、関係諸事業、諸活動を集中的に実施するなどにより、国民の青少年健全育成に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促すとともに、広報啓発活動の推進を図っている。

#### 2. 学校、保育所等における食育の推進

##### (1) 現状と今後の方向性

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に重要な役割を果たしている学校、保育所等は、その改善を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。また、子どもが食の大切さや楽しみを実感することによ

て、家庭への良き波及効果をもたらすことも期待できる。このため、家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取組を行うことが必要である。

#### (2)取り組むべき施策

学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、国は以下の施策に取り組みとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

#### (指導体制の充実)

平成17年度から制度化された栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職である。また、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である。このため、その重要性についての普及啓発を進めるとともに、全ての現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得することができるよう必要な講習会等を開催すること等により、栄養教諭免許状を取得した学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進する。また、給食の時間、家庭科や体育科をはじめとする各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を促進し、学校における食育を組織的・計画的に推進する。さらに、食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付し、各学校での指導の充実に役立てるとともに、学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催するなど意識啓発等を推進する。

### 65 栄養教諭の配置状況

平成18年度の栄養教諭配置状況は、26道府県、13の国立大学法人の附属学校となっている(一部予定)。

### 66 「その重要性についての普及啓発を進める」

栄養教諭制度の創設について、文部科学省より各都道府県教育委員会等に通知を発出している(平成16年6月30日)。また、食育推進基本計画の決定に際して、文部科学省より事務次官名で各都道府県教育委員会等に通知を発出している(平成18年4月3日)。

### 67 「食に関する指導計画の作成や食に関する指導を行う上での手引を作成・配付」

栄養教諭は教育と栄養に関する専門性を生かして、各学校の食に関する指導に係る全体的な計画の策定において中心的な役割を果たすことが期待されている。各学校で食に関する指導計画の策定等に資するよう、手引きを作成・配付することとしている。

### 68 「学校長・教職員等が学校における食育の重要性等についての理解を深めるようシンポジウムを開催」

学校における食育の重要性に対する理解の促進を図るため、教職員、保護者及び生産者等を対象とした食育の啓発普及、栄養教諭による実践指導の紹介等を行う食育推進交流シンポジウムを平成18年6月26日の東京での開催をスタートとして全国6箇所で開催する。

#### (子どもへの指導内容の充実)

学校における食育の推進のためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定されることが必要であり、これを積極的に促進する。特に、その際には、学校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう学校における取組を促進するとともに、食に関する学習教材を作成・配付し、その活用を図る。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった子どもの様々な体験活動等を推進するとともに、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施する。

なお、学習指導要領の見直しに当たり、学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るなど、食育が推進されるよう取り組む。

学校教育外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、子ども向けパンフレット等を作成・配布するとともに、行政関係者や関係団体等と連携し、これら関係者による子どもへの指導を推進する。

これらの取組を踏まえ、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努める。

**69「各学校において食に関する指導に係る全体的な計画が策定」**

学校全体で教職員が食育に取り組むとともに、各教科等において整合性を図りつつ指導が展開されるように、教職員の連携・調整の要として、栄養教諭が中心となって各学校において食に関する指導に係る全体計画を策定することが必要である。

**70「食に関する学習教材」について**

児童生徒が正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣の実践ができるよう、小学校1年生、5年生及び中学校1年生を対象とした食生活学習教材の作成・配布を行っている。

**71「体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施」**

独立行政法人教員研修センターにおいて、体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修を実施。

**72「学習指導要領の見直し」について**

平成17年2月には、文部科学大臣から、中央教育審議会に対し21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などとあわせ、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう要請があり、現在検討している。

**(学校給食の充実)**

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する。

**73「学校給食の一層の普及」について**

学校給食の普及状況は次のとおり。

学校給食実施状況(国公立)(平成16年5月1日現在)

区 分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小学校	学校数	23,420	22,436	95.8	111	0.5	264	1.1	22,811	97.4
	児童数	7,200,933	7,106,090	98.7	18,370	0.3	29,833	0.4	7,154,293	99.4
中学校	学校数	11,120	8,172	73.5	64	0.6	1,206	10.8	9,442	84.9
	生徒数	3,667,428	2,568,224	70.0	14,555	0.4	438,656	12.0	3,021,435	82.4
特殊教育	学校数	999	834	83.5	1	0.1	17	1.7	852	85.3
諸学校	幼児・児童・生徒数	98,796	87,947	89.0	29	0.0	1,358	1.4	89,334	90.4

夜間定時制	学校数	731	460	62.9	234	32.0	1	0.1	695	95.1
高等学校	生徒数	95,877	43,879	45.8	22,923	23.9	496	0.5	67,298	70.2
計	学校数	36,270	31,902	88.0	410	1.1	1,488	4.1	33,800	93.2
	幼児・児童・生徒数	11,063,034	9,806,140	88.6	55,877	0.5	470,343	4.3	10,332,360	93.4

注: 中学校には中等教育学校前期課程を含む。  
資料: 文部科学省「学校給食実施状況調査」

#### 74「米飯給食の一層の普及・定着」について

国公立学校において米飯給食を受けている幼児・児童・生徒数は、約977万人であり、これは、完全給食を受けている幼児・児童・生徒数の99.6パーセントとなっており、前年と比べ0.1ポイントの増となっている。また、月当たりの平均実施回数は11.7回、週あたりでは2.9回となっており、月当たりの平均実施回数については、前年と比べ0.1回の増となっている。

#### 米飯給食実施状況

区分		平成16年	平成15年
幼児・児童・生徒数		977万人	980万人
実施率		99.6%	99.5%
平均実施回数	月当たり	11.7回	11.6回
	週当たり	2.9回	2.9回

資料: 文部科学省「米飯給食実施状況調査」(平成16年5月1日現在)

#### 75「単独調理方式」について

「単独調理方式」の普及状況は表のとおり。

#### 調理方式別完全給食実施学校数の推移(平成14年～平成16年)(公立)(各年とも5月1日現在)

区分	小学校					中学校					計				
	実施学校数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比	実施学校数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比	実施学校数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比
平成14年	22,647	11,222	49.6	11,425	50.4	7,984	2,682	33.6	5,302	66.4	30,631	13,904	45.4	16,727	54.6
平成15年	22,491	11,057	49.2	11,434	50.8	8,045	2,695	33.5	5,350	66.5	30,536	13,752	45.0	16,784	55.0
平成16年	22,304	11,048	49.5	11,256	50.5	8,112	2,792	34.4	5,320	65.6	30,416	13,840	45.5	16,576	54.5

注: 中学校には中等教育学校前期課程を含む。  
資料: 文部科学省「学校給食実施状況調査」

#### 76文部科学省は、今後は単独調理方式を推進する方向に転換することになるのか。各自治体においては給食センターを廃し、単独調理できるよう施設を改変する必要があるのか

学校給食の具体的な実施方法については、各地域や学校の実情等に応じて、各学校の設置者において判断いただいているが、各自治体での検討等の際に資するように、単独調理方式による教育上の効果等について周知、普及を図ることとしている。

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

食育の推進を通じて子どもの健康状態の改善や学習等に対する意欲の向上等を図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、その成果を生かした効果的な指導プログラムの開発を推進する。また、子どもへの指導においては、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等健康状態の改善等に必要な知識を普及し、その実践を図る。

#### 77「過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響」について

痩身：急激な体重減少のなかには、糖尿病や精神疾患である摂食障害(拒食と過食をくり返す傾向がある)などがある場合がある。また、痩身は、児童虐待による場合もあることから多角的な観察や情報収集が必要である。

肥満：肥満傾向の子どもが増加していることから、子どもにおいても生活習慣病の兆候が見られている。肥満から生じる健康障害には、高血圧、2型糖尿病、高脂血症、脂肪肝などがある。また、心の面では、肥満により行動が消極的になったりする場合などもある。子どもの肥満は、大人の肥満に引き継がれていくことが多いことから、子どもの時期から肥満を予防することが大切である。肥満の多くは、食事、睡眠、運動などの生活習慣に由来するものであり、基本的な生活習慣の確立を図ることにより改善できる。

#### 78「過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等」の等とは

生活の中での食事の果たす役割、食品の品質、安全性、衛生など健康状態の改善に必要な知識である。

(保育所での食育推進)

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の多くの時間を過ごすところであり、食材との触れ合いや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験や指導を通じ、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図ることが重要である。

このため、平成16年3月に作成・公表した「保育所における食育に関する指針」を参考に、保育所において、所長、保育士、栄養士等の協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定等が推進されるよう支援を行う。また、保育所の関係者は、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

#### 79「乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図る」

保育所における食育は、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、次にかかざる子ども像の実現を目指して行う。お腹がすくリズムのもてる子ども 食べたいもの、好きなものが増える子ども 一緒に食べたい人がいる子ども 食事づくり、準備にかかわる子ども 食べものを話題にする子ども。(「保育所における食育に関する指針」より抜粋)

#### 80「保育所における食育に関する指針」とは

平成16年3月に作成された保育所保育指針を基本とした「食育の計画」作成のためのガイドライン。健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを保育所の目標とし、子どもの発達段階に応じた食育のねらい・配慮事項等が記述されている。(「保育所における食育に関する指針」：[http://www.i-kosodate.net/mhlw/i\\_report/eat\\_edu/index.html](http://www.i-kosodate.net/mhlw/i_report/eat_edu/index.html) 参照)

### 3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

#### (1)現状と今後の方向性

健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上では、運動習慣の徹底等とともに食生活の改善が大切である。このため、家庭や学校、保育所等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

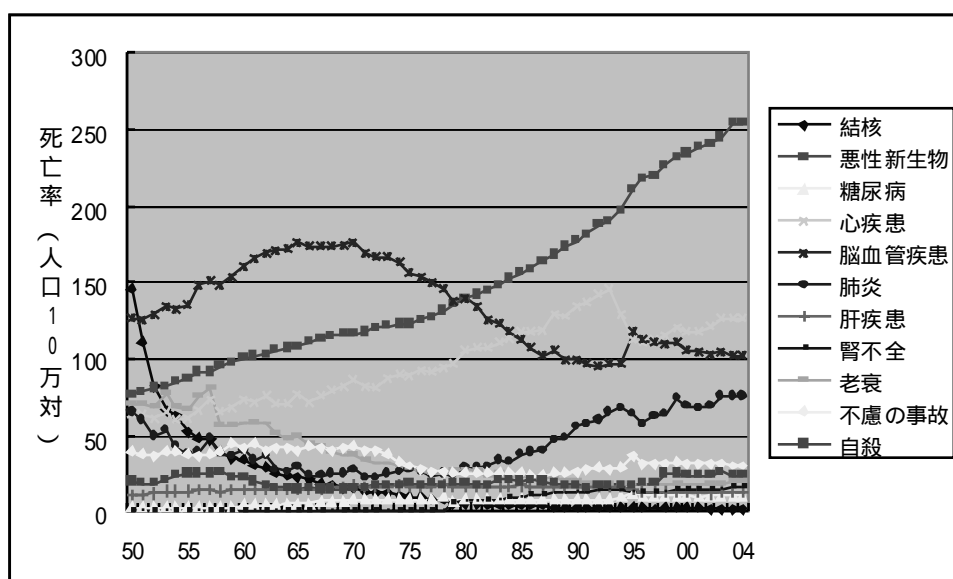
#### (2)取り組むべき施策

地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し国民の健康を増進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

### 81「日本人の最大の死亡原因」について

近年の主要死因として、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病が増加している。

主要死因別に見た死亡率の年次推移



資料:厚生労働省「人口動態推計」

#### (栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践)

日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進するため、シンポジウムの開催やマスメディア等の多様な広報媒体等を通じて、米や野菜、果実、牛乳、きのこ類、魚介類に関する情報提供等を行う。

### 82「日本型食生活」とは

昭和50年代半ば頃実践されていた、米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活。

#### (「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進)

国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として平成12年3月に決定・公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

また、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるため、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストを交えて分かりやすく示した「食事バランスガイド」を平成17年6月に決定・公表したところであり、日々の生活においてこれが活用されるよう関係機関や関係団体はもとより、小売や外食、職場の食堂等を通じて国民への浸透を図る。

#### (専門的知識を有する人材の養成・活用)

国民一人一人が食に関する知識を持ち自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図るとともに、学校、各種施設等との連携の下、食育の推進に向けてこ

これらの人材やその団体による多面的な活動が推進されるよう取り組む。

また、地域において食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、地域において栄養指導に当たる管理栄養士等の資質向上を図るため、研修会等を開催する。

### 83「管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図る」

管理栄養士は栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けたものであり、栄養士は同法に基づき都道府県知事の免許を受けたものであり、栄養の指導を行う者である。

栄養士免許交付数 年約 19,000 件。管理栄養士免許交付数 年約 5,000 件

専門調理師は調理師法に基づき厚生労働大臣が認定証書の交付を受けたものであり、調理師は同法に基づき都道府県知事の免許を受けた者である。

調理師免許交付数 年約 53,000 件。専門調理師認定証書交付数 年約 1,000 件

### 84「都道府県や市町村における管理栄養士等の配置」について

健康栄養関係行政栄養士数は以下のとおりであり、引き続き配置を進めていくことが必要である。

健康栄養関係行政栄養士数(平成 17年 7月 1日現在)単位:人

	都道府県		政令市		特別区		市町村		合計	
	総数	うち管理栄養士	総数	うち管理栄養士	総数	うち管理栄養士	総数	うち管理栄養士	総数	うち管理栄養士
本庁	147 (8)	140 (6)	228 (29)	201 (16)	79 (7)	53 (2)	2,430 (445)	1,542 (227)	2,884 (489)	1,936 (251)
保健所	729 (22)	715 (18)	548 (48)	502 (32)	150 (9)	140 (6)	- -	- -	1,427 (79)	1,357 (56)
合計	876 (30)	855 (24)	776 (77)	703 (48)	229 (16)	193 (6)	2,430 (445)	1,542 (227)	4,311 (568)	3,293 (305)

注: 下段括弧内は嘱託の人数

資料: 厚生労働省

### 85「地域において栄養指導に当たる管理栄養士等の資質向上を図るため、研修会等を開催する」

厚生労働省及び日本栄養士会等の関係団体において管理栄養士等の研修会を開催している。

(健康づくりや医学教育等における食育推進)

食育を通じて生活習慣病等の予防を図るため、保健所、保健センター、医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、食生活を支える口腔機能の維持等についての指導を推進する。また、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図る。

さらに、医学教育等においては、食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた取組を推進するよう努める。

### 86「医学教育等においては、食生活と疾病の関連等食育に係る教育等を行い、国民の食生活の改善と健康の増進に向けた取組を推進」

全ての医学生が卒業までに最低限修得すべき教育内容を定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、予防医学を概説できる、生活習慣に関連した疾病の種類、病態と予防治療について学ぶなどを学習目標として設定しており、これらに基づいて各大学において医学教育等の改善・充実に取り組んでいる。

(食品関連事業者等による食育推進)

食品関連事業者等は、食育に関心を持っていない人々も含めた消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進のための活動について、積極的に取り組むよう努める。

その際には、従来から取り組んでいる工場見学の実施や情報提供等についても、食育の推進という視点からの見直しや充実に努める。

特に、消費者への情報提供に当たっては、消費者の適切な食の選択に資するよう、科学的知見に基づき分かりやすく客観的な情報の提供に努める。

また、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

87「職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供」

健康日本21において、個人の行動変容を支援する社会的支援として食環境整備の重要性が提言され、健康に配慮したメニューの提供などの取り組みが各自治体において推進されている。厚生労働省において飲食店におけるヘルシーメニュー提供等の支援が行われている。これらの食環境整備については、平成16年3月「健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書」(厚生労働省)としてとりまとめられている。

4. 食育推進運動の展開

(1)現状と今後の方向性

食育については、従来、国や地方公共団体、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体等様々な関係者がそれぞれの立場から取り組んできたが、食をめぐる問題を払拭するには至っていない。また、食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況にもある。このような状況を打開し、食育を国民運動として推進していくためには、これらの関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていくことが必要である。このため、男女共同参画の視点も踏まえて全国的な食育推進運動が展開されるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2)取り組むべき施策

食育推進運動の全国的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、国民運動として食育を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

88「食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況」

「食育」に関心があるか、という問いに対して、「どちらかといえば関心がない」と「関心がない」を合わせると25.9%になる。(「食育に関する特別世論調査」より)(項目40「根拠となる統計名等」参照)

(食育月間の設定・実施)

国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定め、各種広報媒体やイベント等を活用してその周知と国民への定着を図る。具体的には、全国規模の中核的なイベントを毎年開催地を移しながら開催するとともに、各地でも地域的なイベント等を行う。また、家庭、学校、保育所、職場等に対しては、これを食育実践の契機とするよう呼びかける。

89食育月間を6月とした理由

多くの国民に食育への関心を高めいただき、年間を通じて健全な食生活を実践する契機としてもらうためには、学校生活や社会生活等の節目に当たる年度明けの時期を食育月間することが望ましい。ただし、4月から5月にかけての時期は、進学や就職、転勤等の影響により食生活の見直しに取り組む余裕があまりないと考えられるため、食育月間の実効性を確保する観点から6月とすることが最も適当であると判断した。また、食育基本法が成立した月が平成17年6月ということにも配慮している。



(継続的な食育推進運動)

さらに、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と定めるほか、食育の考え方等が広く国民に認識されるようキャッチフレーズを活用するとともに、少なくとも週1日は家族そろって楽しく食卓を囲むことを呼びかけるなど、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施する。これに当たっては、子どもと保護者のみならず、食育への関心が薄い世代等に対する普及啓発にも十分配慮しつつ取り組むこととする。

90「毎月19日を「食育の日」と定める」理由

食育の「育(いく)」という言葉が「19」という数字を連想させるため。また、「食育」の「食」という言葉も、「しょ 初 1、く 9」という考え方から「19」を連想させるため。さらに、第1回食育推進会議が平成17年10月19日に開催したことにも配慮している。

91「食育への関心が薄い世代」について

20～29歳、40歳～49歳の男性が相対的に食育への関心が低い。また、50歳未満の男性や20～29歳の女性は、食育に関する何らかの活動や行動をしている割合が低い。

「食育」への関心(年代別)

	単位 %		
	全体	男性	女性
20～29歳	58.2	54.0	62.0
30～39歳	74.8	63.1	81.0
40～49歳	69.6	51.6	82.5
50～59歳	68.5	57.6	76.2
60～69歳	73.5	65.7	81.7
70歳以上	68.1	65.4	71.2

注：食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」の合計  
資料：内閣府「食育に関する特別世論調査(平成17年9月)」

「食育」に関する何らかの活動や行動をしているか(年代別)

	単位 %		
	全体	男性	女性
20～29歳	32.8	27.0	38.0
30～39歳	47.5	33.3	55.1
40～49歳	46.4	29.5	58.5
50～59歳	58.6	47.7	66.4
60～69歳	60.2	46.9	74.0
70歳以上	52.0	46.2	58.5

注：食育に関する何らかの活動や行動を、「積極的にしている」及び「できるだけするようにしている」の合計  
資料：内閣府「食育に関する特別世論調査(平成17年9月)」

(各種団体等との連携・協力体制の確立)

食育推進運動は、関係者がそれぞれの立場から取り組むとともに、関係者が連携・協力することでより大きな成果が期待できる。このため、国や地方公共団体と食育を推進する各種団体やボランティア等が連携し、一体的な食育推進運動を展開することができるよう、これらの団体等の全国的かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、国民運動として食育を展開していくための活動を推進する。また、地域においても同様に、地方公共団体と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育を推進することができるよう、地方公共団体を中心とした協力体制の構築等を推進する。

92全国組織のイメージ

国民運動として食育を推進するための運動母体として、全国規模で活動している、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者団体、農林漁業の関係団体、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係団体、料理教室その他

の食に関わる活動等の関係団体、さらには様々なボランティア団体などと、国や地方公共団体が連携して食育推進のための全国的な協議会組織を立ち上げることを想定している。この組織においては、構成員が相互の活動について連携・調整を図りつつ、一体となって運動を展開していくことをイメージしている。

### 93 地方組織のイメージ

全国組織と同様に幅広い分野の関係団体などから構成された協議会組織を想定しており、基本的に地方公共団体が中心となった運営をイメージしている。実際には、既にこのような組織を有している地方公共団体も散見されるところである。また、当該協議会の設置は都道府県の自主的な判断によるが、基本計画上は全国津々浦々で食育が推進されるよう、全都道府県において設置されることを想定している。市町村については、地域の実情に応じて柔軟に設置されることを想定している。なお、この組織は、食育推進計画の作成及びその実施の推進のために条例に基づき設置される食育推進会議とは異なる組織を想定している。

#### (民間の取組に対する表彰の実施)

民間の団体等が自発的に行う活動が全国で展開され、関係者間の情報共有が促進されるよう、民間の食育活動に関する表彰を行う。

#### (国民運動に資する調査研究と情報提供)

効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に活用するため、食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究を行うとともに、その成果を公表する。

また、食育の関係者はもとより、広く国民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取組状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

さらに、様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として促進するため、全国各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供する。

### 94 「全国各地で創意工夫を凝らしながら食育を推進して成果を挙げている事例や手法を収集し、広く情報提供する」

内閣府においては、食育基本法の成立を受け、国民運動として食育を推進するとともに、食育推進基本計画の検討に資するため、食育に関して知識と経験を有する者の参加の下、従前より食育に意欲的に取り組んでいる地域の状況や関係者の意見等を把握することを目的とした食育の関する地方意見交換会を平成 17 年度に行った。平成 18 年度以降も引き続き事例収集を行う予定。

#### (食育に関する国民の理解の増進)

食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、一人でも多くの国民が自ら食育に関する活動を実践できるようきめの細やかな広報啓発活動を展開する。これに当たっては、高齢者、成人、子どもといった世代区分、その置かれた生活環境や健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体を通じて提供される食に関する様々な情報について、これに過剰に反応することなく、科学的知見に基づいた正しい知識による冷静な判断をすることの重要性が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

### 95 「高齢者、成人、子どもといった世代区分」について

身体は、体内に生命として宿ったときから、生まれて成長していく過程、その後の年代ごとにふさわしい栄養のとり方があり、これらは基本的には食生活によって実践される。例えば、高齢者は加齢とともに心身の機能の低下や器質的な低下減少を考慮した食生活、成人は欠食・偏食により貧血にならない食生活や過食・運動不足により肥満を招き生活習慣病の第1歩とならない食生活、子どもは正常な発育発達に見合った過不足のない食生活が必要である。

### 96 「フードファディズム」との関係

フードファディズムとは、食べ物や栄養が健康や病気に与える影響を過大に評価したり信じるたりすることである。

計画28頁において、「昨今、マスメディア等の各種広報媒体を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる。」と記述されている。

(ボランティア活動への支援)

食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを国民に適切に浸透させていくためには、国や地方公共団体による取組だけでなく、国民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、食品の安全性等食に関する基本的な知識等の向上を図りつつその取組の活発化がなされるよう環境の整備を図る。

特に、食生活改善推進員をはじめ、食に関し豊かな知識や経験を有するボランティアが行っている親子料理教室等の体験活動や様々な普及啓発活動等の草の根活動としての健康づくり活動を促進する。

97「食生活改善推進員」とは

食生活改善推進員とは、昭和30年頃以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体であり、全国で約22万人が活動している。

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1)現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であることから、生産者と消費者との「顔が見える」関係の構築等によって、交流を促進していくことが必要である。また、農林水産物の生産、食品の製造、加工及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、人々のふれ合いや地域の活性化を図るためにも、その積極的な活用が望まれる。さらに、食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められている。このため、生産者と消費者との交流の促進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等に資するよう、適切な取組を行う必要がある。

(2)取り組むべき施策

都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することによりそれらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進等を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(都市と農山漁村の共生・対流の促進)

グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた都市住民への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進する。

また、都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備等を推進する。

98「グリーン・ツーリズム」とは

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動である。

(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めるため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。

また、食料の生産から消費に対する消費者の関心と理解を深めるため、地域の実情に応じたパンフレット等を作成・配布するとともに、出前講座やイベント等による情報提供等を行う。

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者やその関係団体は、学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(地産地消の推進)

生産者と消費者の信頼関係の構築、食に関する国民の理解と関心の増進等を図るため、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する地産地消を全国的に展開する。このため、各地域において、地方公共団体、生産者団体、消費者団体等の関係者による地産地消を推進するための実践的な計画の策定・実施を促進する。また、地産地消活動の核

となる人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報提供の強化等を推進するとともに、地産地消の核となる直売施設や消費者との交流施設の整備を進める。

(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)

地域で発生・排出されるバイオマス資源を当該地域でエネルギー、工業原材料等に変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築していくため、平成18年3月に決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、各地域におけるバイオマス利活用計画の作成、バイオマスの変換・利用施設等の整備等を促進するとともに、バイオマスの変換・利用技術の開発を進め、バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化を図る。

#### 99「バイオマス」とは

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である。

#### 100「バイオマス・ニッポン総合戦略」とは

地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点からバイオマスの総合的な利活用の推進に向けて、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期実現するために平成18年3月31日閣議決定された戦略。バイオマスに対する国民的理解の醸成などの実現に向けた基本戦略のほか、22年を目途とした、技術的観点、地域的観点、全国的観点の3点の具体的目標が盛り込まれている。

また、食品リサイクルに関する食品関連事業者や消費者の理解を深めるため、食品リサイクルの必要性等を普及啓発するためのパンフレット等を作成・配布するとともに、セミナー等の開催を推進する。

さらに、家庭における食生活の実態、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施する。

#### 101「食品リサイクル」とは

食品循環資源の再生利用等を指す。

#### 6. 食文化の継承のための活動への支援等

##### (1)現状と今後の方向性

南北に長く、豊かな自然に恵まれ、さらに海に囲まれた我が国は、四季折々の様々な食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化が形成されてきた。このような我が国の豊かで多彩な食文化は、世界に誇ることができるものである。しかしながら、海外から様々な食材や料理等がもたらされるとともに、食の外部化等が進展する中で、栄養バランスに優れた「日本型食生活」や、地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

##### (2)取り組むべき施策

我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

##### (ボランティア活動等における取組)

食生活改善推進員等のボランティアが行う親子料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

また、地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進することにより、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進する。

##### (学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、学校給食において郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進する。

また、食育推進運動を展開するために全国各地で開催するイベントやシンポジウム等において、地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用にも留意しつつ、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験

を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。

さらに、全国各地で行われている文化活動を全国規模で発表、交流することを目的として毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を広く全国に発信する。

#### 102「国民文化祭」とは

国民文化祭は、昭和61年度以降全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典である。国民文化祭の事業には、文化庁、開催都道府県、開催市町村及び文化団体等の共催による主催事業と、国民文化祭の趣旨に賛同した地方公共団体等が実施する協賛事業がある。

#### 103「地域の食文化等に知見を有する高齢者等の活用」について

地域での高齢者等がその地域の食文化や郷土料理等について豊かな知識・経験を有している場合が多いことから、食育、特に食文化の継承等においてこのような貴重な人材の活用が望まれるという趣旨である。

(専門調理師等の活用における取組)

我が国の食事作法や伝統的な行事食等、我が国の豊かな食文化の醸成を図るため、料理教室や体験活動、各種イベント等において高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

#### 104「我が国の食事作法や伝統的な行事食等」とは

食事作法や行事食には様々なものがあるが、例えば以下のものが挙げられる。食事作法は、ともに食事をしている人に不快の念をあたえないことで、例えば、箸使いでは、ねぶり箸、迷い箸、そら箸、涙箸などがあり、このほか食器の音をたてたり、クチャクチャと音を立てて食べたり、食物を口の中に入れて話しかけないことなどが挙げられる。また、行事食とは、正月、ひな祭り、端午の節句などの年中行事や家庭の特別な行事における食事や、結婚式、法事、宮参りなど神や先祖に対する感謝や神に捧げ、共にいただく神人供食の食事などである。

(関連情報の収集と発信)

食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、我が国の食文化の継承に向けた機運の醸成を図る。

(知的財産立国への取組との連携)

我が国の伝統ある食文化に対する国民の理解を深める等の観点から、我が国の食文化を体系的に整理したテキストの作成、地域の伝統的な食材や食文化をはじめ地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究、さらにはシンポジウム等を通じたその成果の発信などの取組を促進する。

#### 105「知的財産立国」について

「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。なお、平成18年6月8日に決定された「知的財産推進計画2006」の中では、「国民運動として食育を推進する」が項目として盛り込まれている。

#### 106「食文化研究推進懇談会」について

食文化研究推進懇談会は、「日本ブランド戦略の推進」(知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会 2005年2月)に盛り込まれた「提言1 民間が主体となって優れた日本の食文化を評価し発展させる」を受け、日本の食文化に関

心を寄せる有志によって組織されたものである(会長 茂木友三郎)。平成17年7月には「【宣言6】食育活動を強化する」を盛り込んだ報告書「日本食文化の推進～日本ブランドの担い手～」をまとめている。

**107「地域の伝統的な食材や食文化をはじめ地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究、さらにはシンポジウム等を通じたその成果の発信」**

2006年2月には、シンポジウム「日本食文化フォーラム」が開催され、地域と風土に根ざした食文化の形成と特性等我が国の食文化の継承・発展の基盤となるべき調査研究のこれまでの成果等が紹介されるとともに、国内外の有識者間での議論が深められた。

**7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進**

**(1)現状と今後の方向性**

昨今、マスメディア等の各種広報媒体を通じて食に関する情報が氾濫しており、国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することができない状況も見受けられる。

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であり、そのためには、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。このため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

さらに、我が国における食育への取組をより活性化させるとともに、食育を通じた国際的な貢献等を図るため、国際交流を推進する必要がある。

**(2)取り組むべき施策**

国民の適切な食生活の選択に資するとともに、食育の全般的な推進に資するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

**108 食品安全基本法**

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するもの(平成15年法律第48号)。基本理念(第3～5条)、関係者の責務・役割(第6～9条)、施策の策定に係る基本的な方針(第11～21条)、食品安全委員会の設置(第22条～38条)等で構成されている。

**(リスクコミュニケーションの充実)**

食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるとともに、食育の推進を図るため、国、地方公共団体、関係団体が連携しつつ、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者相互間において双方向に情報及び意見の交換を行うリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

また、我が国では、食品安全分野のリスクコミュニケーションの歴史が浅く、未だ十分確立されたものとなっていないことから、海外の事例や我が国の食品以外の分野での取組等を踏まえつつ検討を進め、より適切かつ効果的な手法を開発する。

**109「リスクコミュニケーション」**

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他関係者の間で、食品のリスクそのものやリスクに関連する情報や意見を相互に交換することである。具体的には、リスク評価やリスク管理の各過程や決定にあたって留意すべき点や考慮すべき事項について、関係者間で意見交換を行い、制度の円滑な実施に努めることのほか、関係者間で情報の共有化を図ることを指す(この場合のリスクとは食品中にハザード(健康に悪影響をもたらす可能性のある物質等)が存在する結果として生じる健康への悪影響が発生する確率とその程度の関数をいう。)

(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

食品の安全性に関する様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて国民に分かりやすい形で情報を提供するとともに、地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、生活習慣病等を予防し、健康な生活を確保するため、平成12年3月に作成・公表した「健康日本21」による健康づくり運動として、ホームページやイベント等を通じて科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

(基礎的な調査・研究等の実施)

健康の増進や生活習慣病の予防等の観点から科学的知見に基づき摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「日本人の食事摂取基準」を定期的に作成・公表するとともに、その活用を促進する。

また、国民の健康増進の総合的な推進を図るため国民健康・栄養調査を実施し、国民の身体状況や栄養摂取状況と生活習慣との関係を明らかにすること等を通じて、食育推進の基礎的なデータベースとして、その成果を活用する。

さらに、近年増加している子どもの肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。

### 110「国民健康・栄養調査」とは

健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、国民の健康状態、食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康との関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的として毎年実施されている。

食料の生産等の実態に対する国民の理解増進を図ることはもとより、食料自給率の向上や農林漁業の振興等とともに、食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施・公表する。

### 111「食育の推進を図るための基礎的なデータとして農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施・公表」の事例

農林水産省が実施している「農林業センサス」「作物統計調査」「青果物・畜産物・水産物流通統計調査」等の統計調査が挙げられる。

(食品情報に関する制度の普及啓発)

食品表示の適正化を進めていくため、表示制度の見直しを行うほか、「食品表示ウォッチャー」の配置等による監視指導体制の充実を図るとともに、消費者向けパンフレットの作成・配布等を行い、表示制度の普及・定着を図る。

また、食品の生産に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応して制定された生産情報公表JAS規格について、消費者を対象とした研修会の開催等によりその普及啓発を図る。

### 112現行の主な食品表示の制度

JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)関係...消費者の選択に資する

食品衛生法関係...飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止

健康増進法関係...国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進に資する

景品表示法関係(不当景品類及び不当表示防止法)...虚偽、誇大な表示による、顧客の誘引の防止

計量法...取引容器の規格化

### 113「食品表示ウォッチャー」とは

買い物等の消費者の日常活動を利用した食品表示の継続的なモニタリングと不適正な食品表示に関する情報提供を通じて、食品表示の適正化を図るもの。農林水産省及び社団法人日本農林規格協会において全国で約500名(平成17年度)に委嘱している。

#### 114「生産情報公表」JAS規格とは

事業者が自主的に食品の生産情報(生産者、生産地、農薬及び肥料の使用情報など)を正確に記録、保管、公表している日本農林規格(JAS規格)に適合した食品にJASマークを付して販売し、消費者はJASマークが付された食品に表示されている識別番号とホームページアドレスなどの生産情報の公表の方法を基に生産情報をインターネットなどで入手できるJAS規格の一つである。

#### (地方公共団体等における取組の促進)

地方公共団体や関係団体等においては、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるようその提供に努める。

#### 115地方公共団体等による情報提供

地方公共団体等においては、地域住民の自主的な食育の推進を促進するため、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理することが考えられる。

#### (食育の海外展開と海外調査の推進)

食に関する国際的な貢献としては、政府開発援助(ODA)を通じて飢餓や栄養不足への対策に協力することが重要であるが、これに加えて食育の観点からは、これが世界に誇り得る考え方であることにかんがみ、海外に食育を広めその実践を促していくことも有意義であると考えられる。このため、食育の理念や取組等について海外に発信し、「食育(Shokuiku)」という言葉が通用することを目指すとともに、このような活動を通じて我が国の食文化等に対する国際的な理解の増進を図る。

また、効果的な広報啓発活動の実施や食育に関する施策の企画立案等に資するため、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

#### (国際的な情報交換等)

国際的な情報交換等を通じて食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、国際的な機関等との連携による国際会議の開催をはじめ、海外の研究者等を招聘した講演会の開催、海外における食生活等の実態調査等を推進する。

また、食育に関連する国際的な機関における活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対する国民の認識を深める観点から、その実態や国際的な機関による対策の推進状況等の情報を積極的に提供する。

#### 116海外の活動について

海外における食育に関連した活動については、国立国会図書館「調査と情報第450号「欧米の食育事情」」(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0450.pdf>)を参照。

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

##### 1. 多様な関係者の連携・協力の強化

食育の推進においては、「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第3 食育の総合的な推進に関する事項」において述べたように、幅広い分野にわたる取組が求められている。

また、その主体も、国民の健康づくり等食育に関連する施策を行っている国の関係府省や地域に密着した活動を行っている地方公共団体はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

このため、食育に関する施策の実効性を高めていく上で、これらの関係者が密接に連携・協力することが重要であり、その強化に努めるものとする。また、その際には、これらの関係者による創意工夫を凝らした取組が、これまで以上に活動の幅を広げつつ自発的かつ積極的になされるよう配慮するものとする。



## 2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

基本法においては、都道府県等に対し、基本計画を基本として推進計画を作成するよう努めることを求めている。

食育を国民運動として推進するためには、より国民に身近な存在である都道府県等の積極的な取組が欠かせない。また、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い運動を進めていく上でも、都道府県等による主体的かつ計画的な取組が重要であり、国としても、まずは都道府県による推進計画の作成に向けた具体的な取組が平成18年度中に行われるよう努めることとする。

このため、都道府県等による推進計画が可能な限り早期に作成され、関連する施策との有機的な連携を図りつつ全国各地で地域に密着した活動が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、資料や情報の提供等適切な支援を行うこととする。

### 117「国から積極的に働きかけるとともに、資料や情報の提供等適切な支援を行う」

内閣府HP、説明会の開催等によって行う予定。

### 118都道府県食育推進会議のイメージについて

都道府県食育推進会議は、食育基本法第32条第1項において、国の食育推進会議の規定と同様に、都道府県食育推進計画の作成、及びその実施の推進のため設置されることが規定されていること等から、国の食育推進会議に準じた機関を想定している。

### 119食育基本法第32条第1項(都道府県食育推進会議を置くことができる)の考え方について

本条項は都道府県の権能に関する規定であり、各都道府県で食育推進会議を設置することが望ましいものの、最終的な判断については、都道府県に委ねられているところであり、設置する場合は、条例で定める必要があることを定めた規定となっている。

## 3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、多様な手段を通じた広報啓発活動を展開し、食育に対する国民の関心や意識を高めていくことが必要であり、これに当たっては、より多くの国民が食育に興味を持ち、食についての正しい理解が促進されるようにする観点から、食育に関する様々な情報を分かりやすい形で提供するよう努めることとする。

また、食育の推進やそのための個別の施策に対する国民の理解と協力を確保するとともに、その実効性と透明性を高めていくためには、広報啓発活動や情報の提供に加えて、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、これらをできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努めることとする。

### 120「国民の意見や考え方等を積極的に把握」

内閣府HPにおいて意見等を募集している。また、内閣府では今後とも国民の意識調査を行っていく予定。

## 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効利用することが必要である。特に、「1. 多様な関係者の連携・協力の強化」において述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることにかんがみると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、食育推進会議を中心に基本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況を適切に把握し、これを行政関係者だけでなく、広く国民にも明らかにするよう努めることとする。

また、実施した施策については、その効果等を評価し、その結果を国民に明らかにするとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めることとする。

さらに、厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に利用する観点から、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図ることとする。

#### 121「広く国民にも明らかにするよう努める」について

内閣府において、関係府省及び地方公共団体における施策や予算等について毎年度調査し、食育推進会議に報告するとともに、ホームページ等において公表する予定である。

#### 122各府省のホームページ

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html>

食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp>

文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/syokuiku/index.html>

#### 5. 基本計画の見直し

この基本計画は、基本法において示された基本理念と方向性に従い、基本計画の作成時点での諸情勢に対応して作成したものである。

しかしながら、我が国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本計画の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、基本計画については、今後、これに基づく施策を推進していくが、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。また、基本計画の見直しに当たっては、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。

#### 123基本計画見直しの考え方

計画は平成18年度から22年度までの5ヶ年計画となっており、その終了年度において計画の進捗状況、成果、問題点等を評価・分析し、平成23年度を初年度とする次期計画を作成・実施することが基本である。ただし、国民の食生活の状況や計画の達成状況等によっては、計画の内容を大幅に変更せざるを得ない場合も可能性としてはありうるところであり、このようなときには計画の期間の終了を待つことなく計画の改定を行うことになると考えられる。

## 関連資料

### 食育基本法に関する経緯

- 平成16年 6月 3日 衆議院に食育基本法案提出・継続審査  
平成17年 4月15日 衆議院内閣委員会で提出者に対する質疑・採決  
4月19日 衆議院本会議で可決  
6月 9日 参議院内閣委員会で提出者に対する質疑・採決  
6月10日 参議院本会議で可決・成立  
6月17日 公布(平成17年法律第63号)  
7月15日 施行

### 食育推進会議 開催状況

- 第1回 平成17年10月19日  
第2回 平成18年3月31日

### 食育推進基本計画検討会 開催状況

- 第1回 平成17年10月19日  
第2回 平成17年11月24日  
第3回 平成17年12月8日  
第4回 平成18年1月19日  
第5回 平成18年2月20日

### 食育推進会議構成員名簿

会長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
委員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	猪口 邦子	内閣府特命担当大臣(食育)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	杉浦 正健	法務大臣
同	麻生 太郎	外務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	小坂 憲次	文部科学大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中川 昭一	農林水産大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	北側 一雄	国土交通大臣
同	小池 百合子	環境大臣
同	松田 岩夫	内閣府特命担当大臣(食品安全)
同	市場 祥子	(社)全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤 一長	長崎市長
同	大蔵 浜恵	JA全国女性組織協議会会長
同	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長

同	佐々木孝治	日本チェーンストア協会会長
同	高橋久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村 丁次	(社)日本栄養士会会長
同	服部 幸應	服部栄養専門学校校長
同	原 楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士 千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見 良昭	(社)日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊 昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

#### 食育推進基本計画検討会構成員名簿

座長	猪口 邦子	内閣府特命担当大臣(食育)
委員	小坂 憲次	文部科学大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中川 昭一	農林水産大臣
同	松田 岩夫	内閣府特命担当大臣(食品安全)
同	市場 祥子	(社)全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤 一長	長崎市長
同	大蔵 浜恵	JA全国女性組織協議会会長
同	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
同	佐々木孝治	日本チェーンストア協会会長
同	高橋 久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村 丁次	(社)日本栄養士会会長
同	服部 幸應	服部栄養専門学校校長
同	原 楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士 千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見 良昭	(社)日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊 昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長
専門委員	亀田 康好	酪農教育ファーム推進委員会委員
同	砂田 登志子	食生活・健康ジャーナリスト
同	中村 美喜子	日本保育協会岩手県支部女性部長
同	松田 朗	(社)調理技術技能センター理事長
同	茂木 友三郎	(財)食品産業センター会長
同	横川 竟	(社)日本フードサービス協会会長
同	渡辺 俊行	埼玉県北足立郡伊奈町立小室小学校長

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

平成18年度食育関連予算

内閣府（食品安全委員会を除く）

施策の基本方向	施策事項	平成17年度 予算額(百万円)	平成18年度 予算額(百万円)
国民運動としての食育の推進	1. 食育推進運動の展開 国民運動として食育を推進するため、食育推進会議を開催するとともに、食育推進月間（仮称）を中心に全国大会の開催等広報啓発活動を展開する。	0	39
	2. 食育推進基本計画の推進 食育推進基本計画を推進するため、基本計画の普及啓発、食育に関する政策研究の実施等を図る。	0	67
	3. 青少年育成における食育推進 青少年の健全育成を図るための青少年育成フォーラム、情報提供活動等において、食育に関する普及啓発を行う。	0	70

内閣府食品安全委員会

施策の基本方向	施策事項	平成17年度 予算額(百万円)	平成18年度 予算額(百万円)
食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの実施	1. リスクコミュニケーションの推進 委員会が行う食品健康影響評価の結果等について、中央及び地方において意見交換会を開催するとともに、地方公共団体と共催した意見交換会を積極的に開催 地域型リスクコミュニケーションの推進を支援するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者の育成や教材の提供を行う事業を実施	68	74
	2. 食品の安全性に関する情報の提供 ホームページを活用して、広く国民に対して食品健康影響評価の内容等について情報提供を実施 季刊誌、リーフレットを通じて、食品の安全性についてのわかりやすい情報提供を実施	35	42
	3. リスクコミュニケーションに関する調査 我が国での経験や知見の蓄積が少ないリスクコミュニケーションについて、意見交換会の評価等に基づきより効果的な実施を図るための手法を開発・検討	19	19

平成18年度より特に食育に関連の深い予算を整理。平成17年度予算額については、原則、平成18年度の整理の仕方に基づき、再整理し直した額。

文部科学省

施策の基本方向	施策事項	平成17年度 予算額(百万円)	平成18年度 予算額(百万円)
---------	------	--------------------	--------------------

食育推進プラン の充実	1. 栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業 各地域において栄養教諭を中核として、家庭や地域の団体（PTA、生産者団体、栄養士会等）と連携・協力し、食育推進のための事業を実施する。特に、学校と家庭・地域が連携し、学校における食育を推進するため、家庭に対する効果的な働きかけの方策等について実践的な調査研究を行う。また、関係省庁の協力も得て、保護者に対して、食育の重要性や留意事項等について説明した参考資料を作成し、配布する。	0	120
	2. 児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究 食育の推進等を通じて児童生徒の健康状態の改善や意欲の向上などを図るため、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、児童生徒の食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する調査研究を実施し、その成果の普及や生活習慣を改善するための効果的な指導プログラムを開発する。	0	38
	3. 栄養教諭育成講習事業 現職の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得できるようにするための講習会を開催する。	69	69
	4. 食生活学習教材の作成・配布 児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けることが出来るようにするため、小学校低学年から継続した食に関する指導を行うための学習教材を作成し配布する。（小学校低学年、高学年、中学生用）	143	128
	5. 豊かな体験活動推進事業 農林漁業に関する体験活動をはじめ、社会奉仕体験活動や自然体験活動など、学校教育において様々な体験活動を充実させ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動推進地域・推進校等を指定し、他校のモデルとなる体験活動を実施する。	396	470
	6. 地域に根ざした学校給食推進事業 学校と生産者が連携し学校給食の充実を図るため、関係省庁や生産者と連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進のための方策等についての検討を進める。また、各地域においても栄養教諭等が中心となって、学校と生産者が連携した学校給食における地場産物の活用の促進や米飯給食の推進の在り方、単独校調理場方式による教育的効果等について実践的な調査研究を実施する。	0	71
	7. 食育推進交流シンポジウムの開催 学校における食育の重要性に対する理解の促進を図るため、教職員、保護者、生産者等を対象とした食育の普及啓発、栄養教諭による実践指導の紹介等を行うシンポジウムを開催する。	0	20

	8. 子どもの生活リズム向上プロジェクト 早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための国民運動を展開するため、全国的な普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズム向上のための先進的な実践活動等の調査研究を実施する。	0	130
	9. 家庭教育手帳の作成・配布 食に関する内容も含め、家庭におけるしつけや子育てについてのヒント集としての家庭教育手帳を乳幼児や小学生等を持つ全国の親に配布する。	249	213

厚生労働省

施策の基本方向	施策事項	平成 17 年度 予算額(百万円)	平成 18 年度 予算額(百万円)
健康づくりのための栄養・食生活に関する施策	1. 国民健康づくり運動の推進(「健康日本21」) 「健康日本21」の推進 平成12年3月より21世紀における国民健康づくり運動(「健康日本21」)を推進。栄養・食生活をはじめ9分野70項目について具体的に目標を設定。 ・「健康日本21」等の普及啓発 ・若年期からの肥満予防対策の推進 ・「食事バランスガイド」の普及啓発 ・ボランティアによる食生活改善の推進 ・飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援 ・メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の重点化 栄養・食生活に関する科学的根拠の集積・情報提供 毎年、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにする国民健康・栄養調査を実施し、健康増進の総合的な推進を図る基礎資料とする。 人材の育成 ・管理栄養士国家試験の実施 ・栄養・運動習慣改善支援者の研修	(497) 402	(697) 621
	2. 「健やか親子21」による母子保健運動の推進 乳児期からの食の重要性を踏まえ、従来の離乳ガイドを見直し、母乳育児推進のための具体的な内容を盛り込んだ「授乳・離乳の支援ガイド」を新たに作成し、普及啓発を図る。	23	6
食の安全についてのリスクコミュニケーション	3. 消費者等とのリスクコミュニケーション 食品の安全等に関する施策内容について、消費者等との双方向のコミュニケーションや食品安全に関する広報活動を通じて、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。 ・食品の安全に関するシンポジウム等の開催 ・食品の安全施策に関するホームページの作成・更新 ・食品の安全に関するパンフレット等の作成 ・食品の安全に関する相談体制等の充実	72	70

農林水産省

施策の基本方向	施策事項	平成 17 年度 予算額(百万円)	平成 18 年度 予算額(百万円)
生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進	<p>1. 全国段階における食育の推進 「食事バランスガイド」を活用した外食産業や小売業等におけるモデル的取組の促進、都市部の児童・生徒を対象とした体験学習等を通じた米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発、ポスターやマスメディア等の多様な媒体を活用した「食事バランスガイド」の普及・活用、毎年6月の「食育月間」を中心とした「食事バランスガイド」等をテーマとしたシンポジウムの開催などにより、食育を推進。</p> <p>2. 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進 地域におけるイベントの開催などによる「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援。</p>	588          0	3,945          2,702の内数 (食の安全・安心確保交付金)
農林漁業に関する体験活動の推進	食や農林水産業への理解を深め、食に関して正しい選択ができる能力を養成するため、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進。	210 46,607の内数 (元気な地域づくり交付金)	333 41,526の内数 (元気な地域づくり交付金)
食に関する様々な情報提供等の推進	国民の適切な食生活の選択に資するよう、食品表示など食に関する様々な情報提供等を推進。	921 47,009の内数 (強い農業づくり交付金)	899 40,506の内数 (強い農業づくり交付金)
食品廃棄物の発生の抑制や再生利用等の推進	食料資源の有効利用の促進及び環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制や再生利用等を推進。	2,167  14,381の内数 (バイオマスの環づくり交付金)  15,228の内数 (強い水産業づくり交付金)	2,515  13,729の内数 (バイオマスの環づくり交付金)  11,823の内数 (強い水産業づくり交付金)